

湯沢町定員適正化計画

(平成28年度～平成32年度)

1. はじめに
 2. 現行の適正化計画達成状況
 3. 定員適正化計画の基本方針
 4. 定員適正化年次別推進計画
 5. 定員適正化計画に基づく採用計画
 6. 普通会計部門職員数の類似団体との比較と目標職員数
-

1. はじめに

前適正化計画が平成28年4月1日時点での目標とした職員数は130人であったが、定年退職者に加え早期退職者の増加により、現在の職員数は、123人（平成28年6月2日時点：120人）となりました。この結果、業務量と職員数のバランスが崩れ、職員の負担増につながっています。

こうした状況を踏まえ、適正な職員数の確保と業務のアウトソーシングの推進による効率化を進めるため、平成28年度から平成33年度までを計画期間とする新たな定員適正化計画を策定し取り組んでいくこととします。

2. 現行の適正化計画達成状況

前計画では、平成28年4月1日時点の目標を130人に設定し、6年間で22人の減員を目指し職員数の適正化を進めてきましたが、早期退職者の増加から、平成28年4月1日時点では、目標を大きく下回る123人となり、その後、更に3人の職員が早期退職し、平成28年6月2日時点で120人となっている。

職種別で見てみると、平成28年4月1日時点での目標数を一般職員及び保育士がそれぞれ5名づつ下回り合計で10人減員となっている。

この結果、各職場において職員一人一人にかかる負担が増加している。

【実績（部門別職員数の推移）】

	職種別職員数（人）						対前年度増減数（人）					増減計
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H25	H26	H27	H28	H29	
一般職員	100	94	90	85	82	84	▲ 6	▲ 4	▲ 5	▲ 3	2	▲ 16
医療職員	8	8	9	9	9	9	0	1	0	0	0	1
(管理) 栄養士	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
保育士	26	25	26	22	20	20	▲ 1	1	▲ 4	▲ 2	0	▲ 6
労務職	11	10	9	8	8	6	▲ 1	▲ 1	▲ 1	0	▲ 2	▲ 5
再任用（一般）		1	2					1	1	▲ 2	0	0
再任用（医療）								0	0	0	0	0
再任用（労務）				1			2	0	1	▲ 1	0	2
合計	146	139	138	125	120	122	▲ 7	▲ 1	▲ 13	▲ 5	2	▲ 24
早期退職者数	1	4	3	2	4							

※早期退職者5年間で合計14名。

3. 定員適正化計画の基本方針

①定員適正化計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とし、平成33年4月1日を目標とする。

②定員適正化目標

現状、今後の行政需要の動向及び類似団体別職員数の状況を踏まえ、職員採用や定員配置の適正化を計画的に行う。ただし、類似団体比較では考慮されない当町の特殊事情に配慮するとともに財政負担の増は必要最小限に抑えることとする。

③定員適正化のための手法

ア. 事務事業の見直し

スクラップアンドビルトを基本とした事業の重点化や優先度の設定により事業の厳選を徹底する。

事務事業のアウトソーシングの可能性を検討し、積極的に民間委託や指定管理者制度を導入する。具体的には計画期間内に公民館に指定管理者制度を導入する。

イ. 組織・機構の見直し

平成27年度から導入している部課長制度について、事務決裁規程等の見直しを進め制度の確立を目指す。

④定員適正化計画の見直し

地方分権の進展等、今後の状況の変化等に対応して計画は常に見直していくものとする。

⑤「雇用と年金の接続」に伴う再任用制度の運用の見直し

平成13年度から始まった公的年金の基礎年金相当部分の支給開始年齢引き下げと平成25年度から始まった公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢も65歳へ段階的に引き上げられ、定年退職後に年金受給できない無収入期間が発生することに伴い、今後は再任用を希望する職員の増加が見込まれる。

平成27年度から任用期間も複数年（平成33年度退職者から5年）となり、平成33年3月31日時点で再任用対象者が一般職員5人、保育士2人、労務職1人の合計8人となる。

こうした現状を踏まえ、再任用職員の配置ポスト、新規採用職員数とのバランス等、人事の新陳代謝を図り組織活力を維持しつつ、再任用職員を、幅広い職域で最大限活用できるよう、再任用制度の運用の見直しを行っていくものとする。

＊再任用のたぐい

4. 定員適正化年次別推進計画

計画期間で、一般職員数82人を人増員し90人を目指とする。また、医療職員、管理栄養士及び保育士の人数は、現状を維持することを目標とする。

なお、労務職員は、計画期間中に4人減員するが、退職者補充せず臨時職員等の配置を基本とする。

【H28～H33定員適正化計画の数値目標】

職種	職種別職員数(人)					対前年度増減数(人)					増減計	
	H28実数	H29	H30	H31	H32	H33	H29	H30	H31	H32	H33	
一般職員	82	84	88	89	90	90	2	4	1	1	0	+8
医療職員	9	9	9	9	9	9	0	0	0	0	0	0
(管理) 栄養士	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
保育士	20	20	20	20	20	20	0	0	0	0	0	0
労務職	8	6	5	5	4	4	▲2	▲1	0	▲1	0	▲4
合計	120	120	123	124	124	124	0	3	1	0	0	+4

5. 定員適正化計画に基づく採用計画

この計画を実行力のあるものとするため、年度別の採用人員は次のとおりとする。なお、雇用と年金の接続の問題で退職者の再任用期間が段階的に最大5年になるため、採用者数は、再任用職員数により変動する。

【採用及び退職者数】

	H28	H29	H30	H31	H32	計
採用者数	一般職員	3	4	2	3	12
	医療職員					0
	保育士		1	1	1	3
	労務職					0
退職者数	一般職員	1		1	2	6
	医療職員					0
	保育士		1	1	1	3
	労務職	2	1		1	4
					増減	2

【退職年度別再任用採用可能期間】

定年退職年度	H28	H29	H30	H31	H32
平成29年度	61歳				
平成30年度	62歳	61歳			
平成31年度	63歳	62歳	61歳		
平成32年度	64歳	63歳	62歳	61歳	
平成33年度	65歳	64歳	63歳	62歳	61歳
平成34年度		65歳	64歳	63歳	62歳
平成35年度			65歳	64歳	63歳
平成36年度				65歳	64歳
平成37年度					65歳
採用可能年数	2年	3年	3年	4年	4年

※H33年以降5年間。

■：年金支給なし
■■：部分年金支給
■■■：誕生日後、部分年金支給
■■■■：誕生日後、満額年金支給

6. 普通会計部門職員数の類似団体との比較(平成27年4月1日現在)と目標職員数

部 門	区分	類似団体との比較				現状と目標職員数			
		湯沢町	類似団体	超過数	超過要因と検討課題	湯沢町 H28	H33.4.1 目標	比較	
普通会計	福祉関係を除く一般行政	議 会	2	2	0		2	2	0 議会事務局
		税 务	28	12	16	消防、三俣振興対策関係を含むことが一因であるが、町民窓口業務のアウトソーシングを検討する。	26	26	0 税務部長、税務管理課(10)、企画政策課(7)、税務市民部長、会計室(2)、町民課町民窓口係(3)、建設課参事、監査(1)
		税 落	11	5	6	リソートマネジメント等課程客体が非常に多いこと、また、滞納額減少のため収納部門を強化しているため。	12	12	0 税務課(12)
		労 働	0	0	0		0	0	
		農林水漁	4	4	0		3	5	2 環境農林課長、農林係(3)、税務課資産税係(1)
		商 工	4	2	2		3	4	1 産業経済部長、経営商工課(3)
		土 木	7	5	2	施設、機械の老朽化の対応や街並み環境整備事業等の業務が増し、増員。	8	10	2 地域整備部長、建設課(9)
		小 計	56	30	26		54	59	5
	福祉関係	民 生	35	21	14	地理的条件で保育園が5カ所に分散していたことが要因であったが、H28年度に統合したため、保育士については現状維持。	33	31	▲ 2 町民窓口係(1)、健康福祉部長、福祉介護課長、福祉係(3)、子育て支援課(4)、こども園(10)、給食(2)
		衛 生	10	11	▲ 1		11	12	1 町民課医療保健付係(1)、健康増進課(8)、環境交通係(3)
		小 計	45	32	13		44	43	▲ 1
一般行政部門		101	62	39		98	102	4	
教 育		11	11	0	期間内に公民館に指定管理者制度を導入する。	8	5	▲ 3 子育て教育部長、教育課(4)	
普通会計計		112	73	39		106	107	1	
公営企業等会計	水 道	4	3	1	水道給配水施設老朽化対策業務等の業務量が増し、増員。	4	4	0 上下水道課(8)	
	下水道	3	0	3		3	4	1	
	国保・介護・病院	6	8	▲ 2		7	9	2 町民課国保給付係(2)、健康増進課(4)、介護保険係(3)	
	公営企業等会計部門	13	11	2		14	17	3	
	総合計	125	84	41		120	124	4	

●類似団体とは…

人口と産業構造のみで分類されていた自治体の平均値(普通会計部門の人口1万人当たりの職員数)との比較。なお、自治体の特殊事情や面積等は考慮されない。

湯沢町は、分類 II-2(人口5千人以上1万人未満、産業構造2次・3次80%以上かつ3次55%以上)に分類されており、全国に91団体ある。

同分類の草津町や中山湖村等の観光地は、湯沢町と同様に平均値を大きく上回っている。

【参考:修正値H27.4.1現在】

平均値 102.43

山梨県山中湖村 124.26

新潟県湯沢町 122.10

群馬県草津町 117.95

新潟県弥彦村 73.00.

機構改革前後の職員構成（保育士、医療職、栄養士、労務職を除く）

		管理職		実務職		計
給料表の級		6級	5級	4級	3級以下	
機構改革前	H26.4	課長・室長	班長	主査	主任・主事	91
		10	18	12	51(うち再任用2)	
		構成比 30.8%		69.2%		
現在	H29.1	部長	課長	※参事・係長	主任・主事	83
		6	11	21	45	
		構成比 20.5%		79.5%		
増減		△ 11		3		△ 8

※参事は5級だが、係長の業務を行うため係長に含めた。